

○盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱

平成 8 年12月26日告示第419号

改正

平成11年 5 月13日告示第195号

平成12年 3 月31日告示第101号

平成14年12月 5 日告示第415号

平成15年 5 月16日告示第205号

平成16年 5 月28日告示第181号

平成16年12月 9 日告示第409号

平成17年 3 月 4 日告示第69号

平成17年10月 5 日告示第356号

平成17年12月21日告示第460号

平成18年 5 月12日告示第289号

平成18年12月 6 日告示第590号

平成20年12月 5 日告示第569号

平成22年 3 月31日告示第129号

平成23年 9 月21日告示第390号

平成26年12月22日告示第638号

平成28年12月13日告示第663号

平成31年 2 月 1 日告示第 31号

令和元年12月 5 日告示第301号

令和 2 年12月11日告示第664号

令和 7 年 9 月11日告示第493号

盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱

盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（平成 3 年告示第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 この告示は、別に定めがあるもののほか、市が発注する市営建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この告示において「市営建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事で市費で支弁するものをいう。

（市営建設工事請負契約競争入札参加資格）

第 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により市長が定める市営建設工事請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入

札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「市営建設工事請負契約競争入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者で常勤のものを置く者であり、かつ、法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者で常勤のものを置く者であること。
- (3) 第5第1項の規定により提出した盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果に基づく法第27条の29第1項の規定による通知の書面に総合評定値及び建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準(平成20年国土交通省告示第85号)第1の1の1に規定する種別年間平均完成工事高の数値を有する者であること。
- (5) 市長が必要があると認める施工実績を有する者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に違反している者でないこと。
- (9) 第13第1項第1号又は第2号の規定により資格者認定(第6の規定による資格者(市営建設工事請負契約競争入札参加資格を有する者をいう。以下同じ。)の認定をいう。以下同じ。)を取り消された者にあつては、当該取り消された資格者認定の有効期間が経過していること。
- (10) 第13第1項第3号又は第4号の規定により資格者認定を取り消された者にあつては、当該取り消しの日から2年を経過していること。

(資格審査)

第4 市営建設工事の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、参加を希望する市営建設工事の種類ごとに市営建設工事請負契約競争入札参加資格の有無についての審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号に規定する者
- (2) 法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 盛岡市暴力団排除条例(平成27年条例第9号)第9条第1項各号に掲げる者

(資格審査の申請)

第5 資格審査を受けようとする者は、申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、市の機関の使用に係る電子計算機と資格審査を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、第4項の規定に基づき申請書を提出する場合にあっては、書面により行わなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出は、競争入札に参加を希望する市営建設工事の種類の全部について、令和の奇数年（以下「定期提出年」という。）の10月1日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の金曜日。以下同じ。）から10月31日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直後の月曜日。以下同じ。）までの間に行わなければならない。ただし、当該期間内に行うことができなかったときは、定期提出年の翌年（以下「追加提出年」という。）の10月1日から10月31日までの間に行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、随時に第1項の規定による申請書の提出をすることができる。

（1） 資格者認定を受けた者から営業用資産又は事業用資産を承継し、営業又は事業を継続する者が資格審査を受けようとするとき。

（2） 資格者認定を受けた個人が当該資格者認定を受けた際に所有していた営業用資産をもって設立した法人が資格審査を受けようとするとき。

（3） 資格者認定を受けた法人が他の法人と合併をして設立した法人が資格審査を受けようとするとき。

（4） 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てにより資格者認定を取り消された者が同法第199条第1項の規定による更生計画の認可の決定の日以後において、当該資格者認定が取り消される前の当該資格者認定の有効期間（第10に規定する有効期間をいう。以下同じ。）内に資格審査を受けようとするとき又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てにより資格者認定を取り消された者が同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定の確定の日以後において、当該資格者認定が取り消される前の当該資格者認定の有効期間内に資格審査を受けようとするとき。

（5） その他市長が特に必要があると認める事由があるとき。

（資格者の認定）

第6 市長は、第5第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、第3各号に掲げる市営建設工事請負契約競争入札参加資格を有していると認めたときは、当該申請書の提出をした者を資格者と認定するものとする。

（資格者の区分及び格付）

第7 資格者認定は、市営建設工事の種類ごとに、次の各号に掲げる資格者の区分に応じ、当該各

号に定める区分を付して行うものとする。

(1) 市の区域内に法第3条第1項に規定する本店を有する者（市の区域内から矢巾町の岩手流通センターの区域内へ本店を移転した者を含む。） 甲

(2) 市の区域内に法第3条第1項に規定する支店又は政令で定めるこれに準ずるものを有する者（前号に該当する者を除く。） 乙

(3) 前2号に掲げる者以外の者 丙

2 市長は、市営建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事（以下「格付工事」という。）に係る資格者認定に当たっては、前項各号に掲げる区分に応じ、別に定めるところにより格付するものとする。ただし、前項第3号に掲げる者についてはこの限りでない。

3 市長は、あらかじめ、前項に規定する格付ごとに競争入札に付すべき工事の設計額（以下「発注標準額」という。）を定め、その定めるところに従い、格付工事の請負契約に係る競争入札に資格者を参加させるものとする。ただし、格付工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため市長が特に必要があると認めたときは、当該発注標準額によらないことがある。

（資格審査の結果通知）

第8 市長は、資格審査を終了したときは、その結果を書面により当該資格審査に係る申請書を提出した者に通知するものとする。

（不服の申出）

第9 第8の規定による通知を受けた者は、通知を受けた資格審査の結果について不服のあるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、その旨を書面により市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その結果を書面により当該申出をした者に通知するものとする。

（資格者認定の有効期間）

第10 資格者認定の有効期間は、次の各号に掲げる資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期提出年に申請書を提出した資格者（第3号に掲げる資格者を除く。） 当該定期提出年の翌年の4月1日から同日後の最初の定期提出年の翌年の3月31日まで

(2) 追加提出年に申請書を提出した資格者（次号に掲げる資格者を除く。） 当該追加提出年の翌年の4月1日から同日後の最初の定期提出年の翌年の3月31日まで

(3) 第5第4項の規定に基づき申請書を提出した資格者 資格者と認められた日から同日後の最初の定期提出年の翌年の3月31日まで

（変更の届出）

第11 資格者は、申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(資格者の区分又は格付の変更)

第12 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格者の区分又は格付の変更を行い、当該変更の内容を書面により当該資格者に通知するものとする。

(1) 第11の規定による変更の届出により、資格者の区分又は格付の変更を必要とするとき。

(2) 市長が特に資格者の区分又は格付の変更の必要があると認めるとき。

(資格者認定の取消し等)

第13 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当するとき又は不正の手段により資格者認定を受けたと認められるときは、当該資格者の資格者認定を取り消すものとする。

(1) 第3各号に掲げる競争入札参加資格のいずれかを有しなくなったとき。

(2) 第4第1号又は第3号に掲げる者に該当することとなったとき。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発又は命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(4) 役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 事業を廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により資格者認定を取り消したときは、遅滞なく当該資格者に対し、その理由を明示して書面によりその旨を通知するものとする。

(資格者認定の資料の提出)

第14 市長は、必要があると認めるときは、資格者に対し、第3各号に掲げる市営建設工事請負契約競争入札参加資格の確認に関する資料の提出を求めることがある。

附 則

1 この告示は、平成8年12月26日から施行する。

2 この告示の施行の日において現に改正前の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱第5第1項に規定する資格者である者については、同日から平成9年5月31日までの間は、改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱第6に規定する資格者とみなして同告示第7第4項及び第10から第14までの規定を適用する。

附 則（平成11年告示第195号）

1 この告示は、平成11年5月13日から施行する。

2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱第7第2項の規定は、この告示の施行の日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成12年告示第101号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第415号）

この告示は、平成14年12月 5 日から施行する。

附 則（平成15年告示第206号）

- 1 この告示は、平成15年 5 月16日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱第 7 の規定は、この告示の施行の日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成16年告示第181号）

この告示は、平成16年 5 月28日から施行する。

附 則（平成16年告示第409号）

- 1 この告示は、平成16年12月 9 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、改正後の告示第 5 第 3 項の申請書の提出においては、平成17年 6 月 1 日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成17年告示第69号）

- 1 この告示は、平成17年 3 月 7 日から施行する。
- 2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）の施行前に交付された商業登記簿謄本は、改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。

附 則（平成17年告示第356号）

この告示は、平成17年10月 5 日から施行する。

附 則（平成17年告示第460号）

この告示は、平成18年 1 月10日から施行する。

附 則（平成18年告示第289号）

この告示は、平成18年 5 月12日から施行する。

附 則（平成18年告示第590号）

- 1 この告示は、平成18年12月 6 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成19年 2 月 1 日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の告示第 5 第 3 項の申請書の提出においては、改正後の告示の規定は、平成19年 6 月 1 日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第569号）

- 1 この告示は、平成20年12月5日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱第3、第5及び第7の規定は、平成21年2月1日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成22年告示第129号）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱の規定は、平成22年4月1日以後に行う資格者認定から適用し、同日前に行った資格者認定については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第390号）

この告示は、平成23年9月21日から施行する。

附 則（平成26年告示第638号）

この告示は、平成26年12月22日から施行する。

附 則（平成28年告示第663号）

この告示は、平成28年12月13日から施行する。

附 則（平成31年告示第31号）

改正

令和元年12月5日告示第301号

令和2年12月11日告示第664号

- 1 この告示は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年3月1日までの間における改正後の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（以下「要綱」という。）第5第2項の規定の適用については、同項中「令和の奇数年（以下「定期提出年」という。）の10月1日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の金曜日。以下同じ。）から10月31日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直後の月曜日。以下同じ。）」とあるのは「平成31年2月1日から同月28日」と、「定期提出年の翌年（以下「追加提出年」という。）の10月1日から10月31日」とあるのは「令和2年1月31日から同年2月28日までの間又は令和3年2月1日から同年3月1日」とする。
- 3 施行日前に要綱第6の規定による認定を受けた資格者の資格者認定の有効期間については、改正後の要綱第10の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から令和4年3月31日までの間に申請書（要綱第5第1項に規定する申請書をいう。以下同じ。）を提出した資格者（要綱第6に規定する資格者をいい、令和3年10月1日から同年10月31日までの間に申請書を提出した資格者（要綱第5第3項の規定により申請書を提出した資格者を除く。）を除く。）の資格者認定の有効期間については、改正後の要綱第10の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - （1） 施行日から平成31年2月28日までの間に申請書を提出した資格者（第3号に掲げる資格者を除く。） 令和元年6月1日から令和4年3月31日まで
 - （2） 令和2年1月31日から同年2月28日までの間及び令和3年2月1日から同年3月1日まで

の間に申請書を提出した資格者（第４号に掲げる資格者を除く。） 申請書を提出した日の属する年の６月１日から令和４年３月31日まで

（３） 施行日から令和元年５月31日までの間に要綱第５第３項の規定による申請書を提出した資格者 資格者と認められた日から令和元年５月31日まで

（４） 令和元年６月１日から令和４年３月31日までの間に要綱第５第３項の規定により申請書を提出した資格者 資格者と認められた日から令和４年３月31日まで

附 則（令和元年告示第301号）

１ この告示は、令和元年12月５日から施行する。

２ 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱の一部を改正する告示（平成31年告示第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和２年告示第664号）

１ この告示は、令和２年12月11日から施行する。

２ 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱の一部を改正する告示（令和元年告示第301号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和７年告示第493号）

１ この告示は、令和７年９月11日から施行する。